



概要版

第3期

広野町子ども・子育て支援事業計画

▶ 計画期間 令和7年度～令和11年度 ◀

子育てと親育ちをみんなで支え
喜びと安らぎと未来への夢があふれるまちづくり



計画策定の背景と趣旨



平成27年3月に「広野町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には「第2期広野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育てと親育ちをみんなで支え 喜びと安らぎと未来への夢があふれるまちづくり」を基本理念に掲げ、町内全ての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備と各子育ての状況に応じた支援に努めてきました。

第2期計画は、令和7年3月で計画期間が終了することから、子育てに関わる町民の実態と意向、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や県の動きを反映し、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに発展・推進させるため「第3期広野町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

計画の基本理念と体系

本町ではこれまで、「第2期広野町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「子育てと親育ちをみんなで支え 喜びと安らぎと未来への夢があふれるまちづくり」に基づき、地域や関係機関との連携のもと子育て支援施策を推進してきました。

これまで同様、本町では、子どもが広野町で生まれてよかったと実感し、親もこの町で子育てをしてよかったと実感できるように地域で支えるまちづくりを目指しています。

基本 理念

子育てと親育ちをみんなで支え 喜びと安らぎと未来への夢があふれるまちづくり

- 基本目標 1 教育・保育事業、子ども・子育て支援体制の充実
- 基本目標 2 子どもを健やかに育む環境づくり
- 基本目標 3 子育てを支える地域づくり

1 幼児期の教育・保育の確保

- (1) 教育・保育提供区域と認定区分
- (2) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

2 地域子ども・子育て支援事業の展開

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

3 子育て・子育ての支援の推進

- (1) 地域における子育て支援の充実
- (2) 母親と子どもの健康の確保・増進
- (3) 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備
- (4) 支援が必要な子ども・家庭への支援の充実
- (5) 子育てしやすい環境の確保
- (6) ワーク・ライフ・バランスの推進

子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法などに基づく制度においては、主に「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

市町村は地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、教育・保育の確保のための認定こども園などの計画的な基盤設備や地域のニーズに応じた子育て支援事業の実施に主体的に取り組んでいます。

市町村主体

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

施設型給付
認定こども園
(0～5歳)



保育所
(0～5歳)



幼稚園
(3～5歳)



地域型保育給付

(主に0～2歳)

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育



子育てのための施設等利用給付

- 幼稚園<未移行>
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等



現金給付

- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業（時間外保育事業）
- ⑩病児・病後児・体調不良児保育事業
- ⑪新・放課後子ども総合プラン
 - ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
 - ・放課後子ども教室事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑭多様な集団活動事業の利用支援事業
- ⑮子育て世帯訪問支援事業
- ⑯児童育成支援拠点事業
- ⑰親子関係形成支援事業
- ⑱妊婦等包括相談支援事業
- ⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑳産後ケア事業



保育必要性の認定

子ども・子育て支援制度のもと、子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園、保育所などを利用するにあたり、教育・保育を受けるための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

区 分	年 齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭 等
2号認定	3～5歳	保育所・認定こども園（教育ニーズなし）	共働き家庭 等
3号認定	0～2歳	保育所・認定こども園・地域型保育	共働き家庭 等

幼児期の教育・保育の確保

① 1号認定（3歳以上／教育ニーズ）

単位：人

区 分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	15	13	13	14
確保の方策	30	30	30	30	30

今後の量の見込みについては、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

② 2号認定（3歳以上／保育ニーズ）

単位：人

区 分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	38	36	31	33	33
確保の方策	60	60	60	60	60

今後の量の見込みについては、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

③ 3号認定（0～2歳／保育ニーズ）

【0歳児】

単位：人

区 分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	5	4	3
確保の方策	6	6	6	6	6

今後の量の見込みについては、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

【1・2歳児】

単位：人

区 分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	24	26	28	28	28
確保の方策	40	40	40	40	40

今後の量の見込みについては、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。



地域子ども・子育て支援事業

01 利用者支援事業

事業内容

認定子ども園などの施設選択や一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の身近な所で情報収集・提供、相談対応、助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行います。

02 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

03 妊婦健康診査事業

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、必要に応じて、妊婦に対する健康診査を実施します。

04 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

05 養育支援訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児等の養育能力向上のための支援を行います。

06 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容

保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合に、児童養護施設などで宿泊を伴う養育・保護を行います。

07 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

08 (1) 一時預かり事業（認定こども園において、1号認定を対象とした一時預かり）

事業内容

保護者の就労や疾病などによる入院、病気等で家庭での保育が困難になった園児を認定こども園の教育時間の前後や長期休業期間中などに預かります。

08 (2) 一時預かり事業（その他の場所での一時預かり）

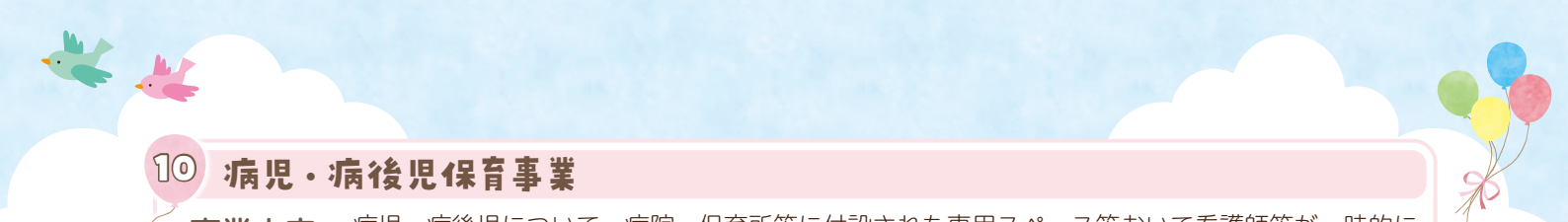
事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

09 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。



10 病児・病後児保育事業

事業内容 病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を行います。

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業内容 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、町が定める基準に基づき、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成します。

13 多様な事業者の参入を促進する事業

事業内容 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進します。

14 子育て世帯訪問支援事業

事業内容 家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぎます。

15 児童育成支援拠点事業

事業内容 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

16 親子関係形成支援事業

事業内容 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

17 妊婦等包括相談支援事業

事業内容 妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容 満3歳未満の就学前子どもで、子どものための教育・保育給付を受けていない者に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子どもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で利用することができます。

19 産後ケア事業

事業内容 産後に心身の不調や育児不安等がある母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポート等を行います。

子育て・子育て支援の推進

(1) 地域における子育て支援の充実

① 子育て支援サービスの充実

◆ 主な事業（一部抜粋）

● こども家庭センター

● 心の相談会

● 放課後児童健全育成事業

② 子育て支援のネットワークづくり

◆ 主な事業（一部抜粋）

● 認定こども園の園庭開放の推進

● 子育てサークル等の育成・活動支援

● こども関係機関会議

③ 児童健全育成の充実

◆ 主な事業（一部抜粋）

● 緑の少年団の活動

● スポーツ活動の促進

● 放課後子ども教室

④ 経済的支援の充実

◆ 主な事業（一部抜粋）

● 出産祝金の支給継続

● 給食費無償化

● 保育料無償化

(2) 母親と子どもの健康の確保・増進

① 母親や子どもの健康の確保

◆ 主な事業（一部抜粋）

● 母子健康手帳の交付

● 妊婦健康診査

● 妊産婦健康相談

② 食育の推進

◆ 主な事業（一部抜粋）

● 離乳食・食育指導

● 食育指導

● 食生活改善推進員による地域活動事業

③ 思春期保健対策の充実

◆ 主な事業（一部抜粋）

● 児童相談事業

● 学校における思春期保健教育

● SOS の出し方教育の推進

(3) 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備

① 次代の親の育成

◆ 主な事業（一部抜粋）

● 思春期ふれあい体験学習

● 職場体験の実施

● 健全育成に関する啓発

② 家庭や地域の教育力の向上

◆ 主な事業（一部抜粋）

● 家庭の養育機能の補完・支援

● 子育て支援に関する町民意識の高揚

● 青少年の育成（青少年育成町民会議）

③ 生きる力の育成に向けた学校教育の推進

◆ 主な事業（一部抜粋）

● 外部人材の活用

● 芸術鑑賞会

● 地域交流事業



(4) 支援が必要な子ども・家庭への支援の充実

①障がい児施策の充実

◆主な事業（一部抜粋）

- 特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給
- 児童の発達支援に向けた連携強化
- 障害児福祉サービス等の提供

②児童虐待防止対策の充実

◆主な事業（一部抜粋）

- 虐待の予防、早期発見・早期対応の推進
- 児童虐待防止ネットワークの充実
- 子ども家庭総合支援機能の確保

③ひとり親家庭等の自立支援の推進

◆主な事業（一部抜粋）

- ひとり親家庭医療費の助成
- 児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭のための制度の広報

④ 子どもの貧困や社会的養育、ヤングケアラー対策の推進

◆主な事業（一部抜粋）

- 生活困窮家庭の把握と支援
- 就学援助費
- 社会的養育の推進

(5) 子育てしやすい環境の確保

①良質な生活環境の整備

◆主な事業（一部抜粋）

- 公営住宅の建て替え促進と新たな公営住宅の建設
- 公営住宅の入居促進
- 公園、多目的広場、スポーツ施設の利用促進

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

◆主な事業（一部抜粋）

- 交通パトロールの推進
- 交通安全教育の推進
- キッズ・ゾーンの設定

③子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

◆主な事業（一部抜粋）

- 防犯灯の増設
- 防犯運動・広報活動及び防犯診断の推進
- 防犯対策の推進及び関係機関との連携強化

(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

①育児休業などを取得しやすい環境の整備

◆主な事業（一部抜粋）

- 働き方改革に向けた啓発

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

◆主な事業（一部抜粋）

- 男女共同参画の啓発
- 保育事業の充実

第3期 広野町子ども・子育て支援事業計画 概要版



発行 広野町 令和7年3月
編集 広野町 こども家庭課
〒979-0402
福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35
TEL 0240-27-2115

